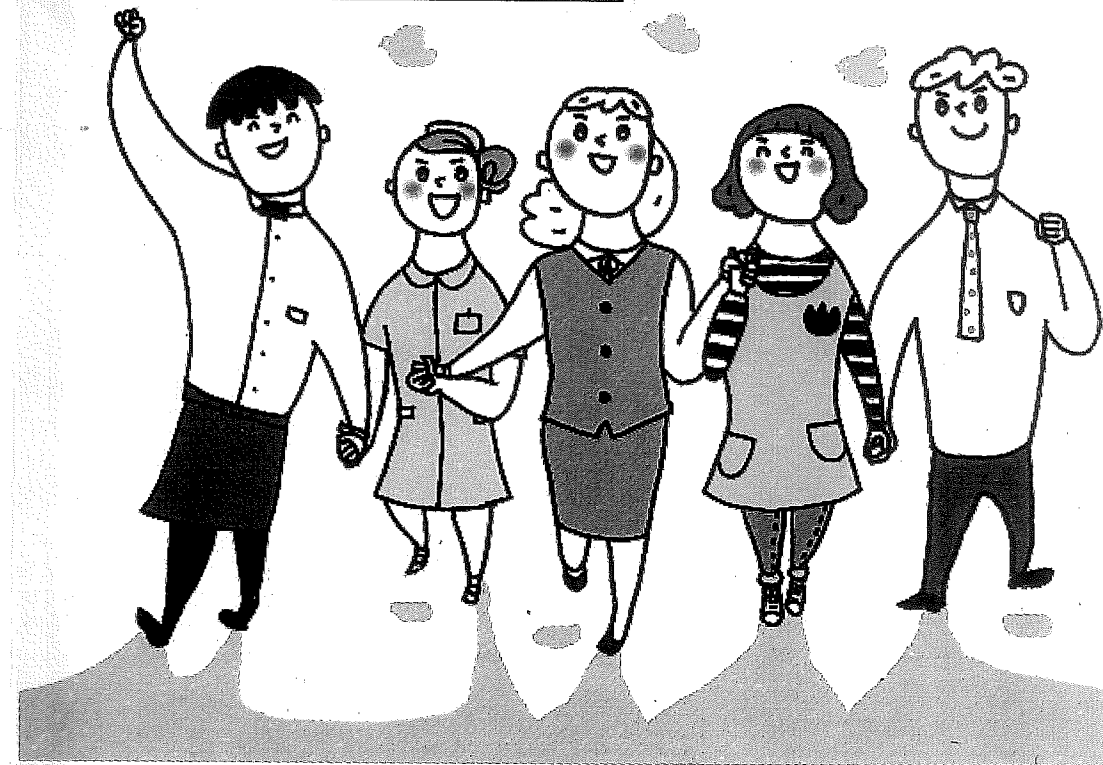


【見本】
憲法コース抜き刷り
もくじ
はじめに

憲法コース

勤労者通信大学



もくじ

はじめに これから憲法を学ぶ人たちへ 9

- 1 みなさんの憲法のイメージは? 10
- 2 私たちの暮らしを支える憲法 11
- 3 憲法を「体感」するとき 13

第1章 日本国憲法には人類の宝がいっぱい 15

- 第1節 世界と日本の民主化のなかで誕生した日本国憲法 18
- 1 5千数百万人の死者を二度とださない——世界の民主化のなかで 18
 - 2 どのようにして日本国憲法はつくられたのか 22
 - 3 憲法は「押しつけられた」か? 26
 - 4 日本国憲法と私たち 34
- 第2節 日本国憲法のすばらしさ(1)——憲法の基本原理 36
- 1 近代立憲主義の確立——かけがえのない個人の尊重 36
 - 2 国民主権の原則 44
 - 3 徹底した平和主義 48
 - 4 基本的人権の尊重 52
- 第3節 日本国憲法のすばらしさ(2)——統治機構 60
- 1 議会制民主主義 60
 - 2 司法権の独立と違憲立法審査制 66
 - 3 地方自治 70

第2章 日本国憲法と日米安保体制のせめぎ合い 73

- 第1節 憲法の平和主義の特徴 74
- 1 平和のうちに生きる権利(平和的生存権) 74
 - 2 戦争放棄 78
 - 3 戦力の不保持と交戦権の否認 84
- 第2節 主権を侵害し、平和を脅かす日米安保体制 86
- 1 日米安保体制の成立とそのあしどり 86
 - 2 日米安保体制のしくみ(1)——基地国家日本 98
 - 3 日米安保体制のしくみ(2)——日米共同作戦 102
 - 4 日米安保体制のしくみ(3)——日米経済協力 108
- 第3節 日本とアジアの平和と日本国憲法 114
- 1 紛争を「平和の枠組み」づくりのなかで解決する 114
 - 2 軍事同盟は最悪の選択 120
 - 3 安保をやめて憲法を活かした日本社会を 122

第3章 働くルール・社会保障と日本国憲法 129

- 第1節 社会権と日本国憲法 130
- 1 社会権とは何か 130
 - 2 日本国憲法における社会権 140
- 第2節 働くルール・団結権と日本国憲法 152
- 1 憲法は人間らしく働くルールを保障している 152
 - 2 憲法は団結する権利を保障している 158
 - 3 公務員も労働者——公務労働者の権利について 162
 - 4 憲法第27・28条を活かして、人間らしく働くルールの確立を 166
- 第3節 社会保障と日本国憲法 172
- 1 憲法第25条をめぐる2つのたたかい 172
 - 2 日本国憲法と所得再分配拡充のたたかい 180

第4章 国民主権

——議会制民主主義、参政権、司法 189

第1節 国民主権と議会制民主主義、参政権 190

- 1 国民主権にふさわしい選挙制度とは 190
- 2 民主的な選挙制度への抜本改革を 196
- 3 議会制民主主義の重要性 200
- 4 現代政治における政党の役割と位置 202

第2節 国の責任放棄する公共サービス解体と国家公務員 206

- 1 首相権限の強化と幹部職員の一元化 206
- 2 「官から民」で弱まる行政サービス 208
- 3 定員削減で縮む行政と失われゆく専門性 210

第3節 司法制度のしくみ 212

- 1 司法権は裁判所に一本化 212
- 2 国民主権と司法 214
- 3 司法の独立 214
- 4 憲法による刑事司法手続きの保障 218
- 5 違憲審査権 218
- 6 国民の司法参加 222



第5章 地方自治・教育と日本国憲法 225

第1節 憲法の国民主権・人権保障・平和主義は、地方自治によって具体化される 226

——それは人びとが地域に生まれ、暮らし、生涯を終えるから

- 1 憲法の要請する地方自治 226
- 2 地方自治・住民自治を保障するための制度 230
- 3 地方自治拡充の歴史 234
- 4 地本自治を破壊する構造改革 238
- 5 戦争する国づくりと地方自治 242
- 6 自民党憲法改正草案と地方自治 246
- 7 地方自治の分野から、住民生活が生き、輝くとりくみを 250

第2節 日本国憲法と「教育を受ける権利」 254

- 1 学問の自由と教育 254
- 2 子どもたちには「普通教育」を受ける権利がある 256
- 3 国民には子どもたちに普通教育を保障する義務がある 258
- 4 「義務教育はこれを無償とする」とは 260
- 5 憲法がもつめる教育のあり方とは 264

第3節 憲法の理想の実現と教育の役割 268

- 1 1947教育基本法にみる憲法と教育の密接な関係 268
- 2 1947教育基本法をとおしてみえてくる憲法の教育観 270
- 3 日本の教育のあゆみ 274

第4節 改憲勢力は教育をどう変えようとしているのか 280

- 1 改憲の地ならしとしての2006年教育基本法の改悪 280
- 2 改憲と一体の安倍「教育再生」 284
- 3 憲法にもとづく教育の実現のために 292

第6章 両性の平等と日本国憲法 293

第1節 憲法は「女性の権利宣言」 294

- 1 戦前の女性の差別的な地位 294
- 2 憲法による「人権としての両性の平等」 298
- 3 憲法を力に——女性たちのたたかい 304

第2節 国際的流れと国内のとりくみ 308

- 1 国連のとりくみ 308
- 2 国内のとりくみ 312

第3節 日本は女性の人権後進国 316

- 1 職場での両性の平等の現状 316
- 2 家庭では？ 322
- 3 性的関係での不平等と日本軍「慰安婦」問題 330
- 4 制度・慣習・しきたりにおいて 332
- 5 政治など公的分野の政策決定過程への女性の参画の遅れ 340

第4節 憲法を活かしきる運動を 344

- 1 ジェンダー・バッシング——逆流に抗して 344
- 2 「憲法的価値観」を日常のものに 346

おわりに 戦争法廃止・安倍9条改憲阻止で、
憲法を職場と暮らしに活かし、
平和な未来を！ 347

- 1 戦争法の発動から9条明文改憲へ 348
- 2 自民党の明文改憲策動の全体像をつかむ 352
- 3 改憲阻止の国民的運動をさらに大きく 356

日本国憲法 358

日米安全保障条約 368

コラム

前文には憲法の心が書かれている 47

憲法の「努力」の英文は？ 59

戦争への反省と財政の将来 63

日本国憲法と地方自治 71

ヒロシマ・ナガサキと核兵器廃絶の運動 79

日本軍の残虐行為について 87

沖縄はなぜ戦場にされたのか 95

憲法がおよばなかった沖縄 101

尖閣諸島問題をめぐって 117

竹島問題をめぐって 125

団体交渉とは 155

企業・団体献金と政党助成 205

自由民権運動など住民の自治をもとめる運動が戦後の改革を準備した 227

辺野古新基地建設をめぐる問題 229

杉並区公民館で婦人たちの思いがひとつになって 235

岩手県沢内村の実践 ～国保法には違反しているかもしれないが、憲法には違反していない～ 237

トップランナー方式 241

指定管理者制度 243

学校給食の調理を民間委託した問題事例 243

さいたま市の「九条俳句」不掲載違法判決の意義 247

高知新聞記者から、731部隊をテーマとした講演会の後援申請について、県が後援はしなかったことについて問われたさいの尾崎高知県知事の回答要旨 249

家永教科書裁判の杉本判決と「国民的教育権」 267

教育基本法の改悪とその不当性① 271

教育基本法の改悪とその不当性② 273

18歳選挙権と政治教育 287

『女工哀史』の世界 299

憲法第24条とベアテさんの努力	301
母性保護と生理休暇	309
安倍政権の女性活躍推進政策とは	333
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	337

勤通大テキストの使い方

- テキストの見開き左ページの大きな活字が本文です。この本文を6ヵ月間で学ぶことになります。
- 重要な概念（ことば）は、本文中で太字にしています。学習内容を整理するときの目安にしてください。
- 見開き右ページは、テキストの内容をより理解を深めるための注、あるいはそれに関連する資料、図表、コラムが掲載されています。注その他には本文に*印がついていて、該当する条文や注、資料、図表、コラムが右ページに対応するように編集（一部、前後のページや同一の章内に掲載）しています。また、本文に関連する憲法の条文や、関連法律・条約などの条文も掲載しています。日本国憲法と日米安全保障条約については全文を巻末にも掲載しています。
- 全部で2回お届けする「通信」には、本文の理解を助ける補論や学習ポイント、学習資料などが掲載されています。テキストとあわせて「通信」を学習の道案内として読んでください。わからない点があれば、質問・回答制度がありますので、積極的に活用してください。こうして学んだ成果は、全2回のテストをまとめることをとおして、いっそう深めるようにしてください。

はじめに

これから憲法を学ぶ人たちへ

- 1 みなさんの憲法のイメージは？
- 2 私たちの暮らしを支える憲法
- 3 憲法を「体感」するとき



これから、このテキストで憲法を学ぼうというみなさん、ようこそ！ みなさんの受講を心から歓迎します。

はじめに、みなさんの学びの手助けとなるよう、憲法を学ぶさいのコツ、^{かんところ}勘所について、のべておきましょう。

1 みなさんの憲法のイメージは？

●「憲法は暮らしから遠い」か？

みなさんは、憲法についてどのようなイメージをもっていますか？

「憲法は暮らしから遠い、関心がもてない」と話す人がいます。周りの人たちの声として、よく耳にしませんか？ あるいは、「憲法は難しい、敷居が高い」という印象をもっている人はいませんか？ 学ぶ意欲があっても、そう感じることはありうるし、いや意欲があるからこそ、より強く感じることもあるでしょう。

「千里の道も一歩から」という言葉がありますね。なにごとにも初歩、基本からはじめてコツコツと認識を積み重ねていくことで、理解は深まっていくものです。そうしたなかで「難しい、敷居が高い」という印象も、おのずと解きほぐされていくことでしょう。

最初から気にやむことはありません。また、「憲法は暮らしから遠い、関心がもてない」というイメージについては、それ自体が「学び」の素材、対象として、ここでじっくり考えてみる必要があります。

●暮らしのなかで「大切なもの」

みなさんにとって、「大切なもの」「かけがえのないもの」とは何ですか？ 少し落ち着いて思い浮かべてみてください。いくつありましたか？ それはどのようなものですか？

さて、みなさんは、毎日の生活のなかでそれらの大切さを「いつも実感」しているのでしょうか？ そうではなく、よくよく考えてみると「大切」であり「かけがえのない」と思うものではありませんか？

ふだんはその大切さを実感していない（しにくい）けれども、よく考えてみると、あるいは失ってはじめて気がつく「大事なもの」というのは、案外多くはありませんか。実は、憲法もそういうものではないでしょうか。

2 私たちの暮らしを支える憲法

●国の最高法規としての憲法

一般に、憲法は、「国の最高法規」とされています。日本もふくめて憲法をもつ国は、憲法に従って政治や裁判をおこなうこと、国家権力はこれに従うことがもとめられています。

こうした憲法にもとづく政治のことを立憲主義と呼びます。その憲法が、私たち国民に主権者の地位を保障して（国民主権）、また、私たちの基本的人権の保障・尊重をうたい（基本的人権）、そして、権力分立や議会制民主主義、地方自治などの自由を確保し民主主義を実現するための統治の機構を定め、さらには、人権と民主主義の基盤ともいえる平和の実現をもとめている（平和主義）ならば、それはどんなに心強いものか、わかっていただけるでしょう。

「最高法規」としての憲法が、国の政治がまもるべき「最高の価値」を指し示す。そのことによって立憲主義、とりわけ近代立憲主義は成り立っているのです。

●暮らしの土台としての憲法

こうした「最高法規としての憲法」が、何のために、いまのべた

ような国民主権、基本的人権、権力分立、議会制民主主義、地方自治、平和主義などの原理（憲法原理）を盛り込んでいるのでしょうか。それは、私たちが、安心して自由かつ平和に暮らしを営むことができるように、またそのために必要なことは民主主義的なやり方で決定し、運営していくためです。

「国の最高法規」として、法のなかで最も高い位置にある憲法は、そのことによって私たちの日々の生活の土台となっているのです。私たちの暮らしの「傘であり、かつ土台」。それが憲法なのです。

仮に、私たちがそれを意識していなくとも、憲法は、そういう「存在」として、私たちの暮らしと大いにかかわっているのです。ぜひ、憲法コースでの学びをつうじて、そうした憲法を「体感」してみてください。

●人類の歴史的努力の成果としての憲法

さて、「憲法を体感」する場合に、憲法に込められた人類の歴史的な努力の成果、その到達をつかむという視点をもつことを、ぜひともお勧めします。

先にのべたさまざまな憲法原理は、権力者の^{ぼうぎやく}圧政や暴虐にたいする人びとの抵抗や、すべての人が人間らしく、かけがえのない個人として生きたいという欲求から生まれたものです。そうした願いをかなえるためにどうしても必要な国民の政治参加と民主主義的な合意形成、専断的な政治を阻止して自由をまもるために不可欠な権力の分立、自分たちのことは自らきめる自治の実践と経験、戦争のない平和な国と世界の実現などを追求する人類のたゆまぬとりくみが、憲法原理に結実してきたのです。

こうして人類の努力の成果としての憲法が、近代の扉がひらかれるなかで生まれ、そして近代から現代にかけての歴史のなかでも着実に発展してきたことを、この憲法コースでの学習をつうじてつかみとってください。

3 憲法を「体感」するとき

●自由と民主主義の実践

ところで、どうすれば、憲法を一番「体感」できるのでしょうか？

「もとめよ、さらば与えられん」。この言葉は、憲法の「体感」にも当てはまります。私たちが一番憲法を感じる時、すなわち「私は憲法によってまもられている」「憲法が私たちの暮らしの支えだ」と感じることができるのは、憲法が私たちに保障している権利、基本的人権を使うとき、行使するときなのです。

選挙で投票するとき、みなさんは、真剣な考え、思いでおこなうでしょう。私たちは、主権者として、選挙や住民（国民）投票に参加することができる（参政権）だけでなく、憲法によってさまざまな権利を保障されています。思想・良心の自由、言論・表現の自由、信教の自由、学問の自由、人身の自由などの自由権、差別されずに平等に扱われることや男女平等（法の下での平等・平等権といういい方もあります）、生存権、教育を受ける権利、労働権、労働基本権などの社会権、そして「平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）など、日本国憲法は、基本的人権についてとても豊かな規定をもっており、「宝の山」です。

大事なことは、私たちが、これらの権利を「宝の持ち腐れ」にしないことです。憲法が保障する人権は、「絵に描いた餅」ではありません。しかし、これが、現実の社会のなかで生き生きと力を発揮するためには、私たちが、それを大いに活用して（行使して）、私たちのいのちや暮らしをまもることに役立てることが必要です。

基本的人権について、「大切なものだからとっておく」という考えは禁物です。基本的人権は、大切だからこそ、実際にこれを積極的に使い、そのことでその価値をより高めることで、いっそう大切

なものとなるのです。

それは、民主主義も同じです。フランスの啓蒙思想家・ルソーは、「『私の知ったことか』と誰かが言った瞬間、民主主義は死滅する」という言葉を残しています。かなり厳しいいい方ですが、問題の本質をいい当てています。自由も民主主義も、それを行使すること、実践こそが大事であり、それこそがそれらに命を吹き込むのです。

●憲法をまもる（まもらせる）ための権利の行使

いま、政府・与党などの改憲勢力は、日本国憲法に攻撃をしかけ、これを変えようとしています（くわしくはおわりにを参照）。こうした「憲法をまもらない、まもらとしない」政治にたいして、私たちはどうむき合えばよいのでしょうか。

私たちは、この憲法が保障する権利を「宝もの」としてもっています。この「宝もの」を行使して、さらに光り輝かせることで、「宝もの」としての憲法をまもる、すなわち政治を担当する人たちにまもらせるのです。

さて、そのためにも憲法のことをよく知ろうではありませんか。